

〔研究ノート〕

# 現代中国の社会体制：資本主義か、社会主義か（5・完）

## 「権威主義的資本主義論」批判

岡田裕之

### 目次

はじめに

1. 社会主義体制と市場経済、旧ソ連圏型と現中国圏型
  2. 現代中国における共産党の実状と分析：1988年・1995年・2002年、厳論考
  3. SOE・COE・FOE・POE、混合企業の市場経済、POEの「政治資本」
  4. 「依法治国」、中華人民共和国の法源、私有財産権、土地国有
  5. 結論。社会主義体制＋市場経済、私有財産権と占有権、共産党統治国家の法源、体制の歴史学習と＜制度革新＞、20世紀資本主義の＜制度革新＞、現代中国の＜制度革新＞
- 付. 「中華帝国」の歴史性、皇帝-科挙官僚制＋市場経済、その変貌と継承

### はじめに

本研究は、1970年代末、毛沢東路線から鄧小平路線に転換して＜社会主義市場経済＞の範型を採る現代中国の社会体制を、＜資本主義体制＞か、それとも＜社会主義体制＞かを問うものである。

資本主義体制（資本主義的生産様式）を歴史的に特殊な社会体制とみなして、この体制はいずれ共産主義理想郷へ進むための過渡期である「社会主義体制」に移行すると想定して、資本主義体制の「種差 *differentia specifica*」を論じた古典がマルクス『資本論』（1867年、未完）である。当時の古典派経済学も現在のエコノミクスも資本主義体制の特性を市場の失敗とともに

扱うが、これを生産力の発展、成長をもたらす合理的効率的な経済とみなして、体制の矛盾や種差を正面からは扱わない。

ただ20世紀後半、米ソ対立の冷戦期において、資本主義か社会主義か、対立する二つの体制は如何に異なるか、どちらが優れているか、の「比較経済体制」が経済学や政治学、総じて社会科学の課題となった。だが、1980年末から90年代初のソ連・東欧の体制崩壊から、社会主義体制の資本主義体制への「体制移行 *transition*」に焦点が移り、多数の研究者、観察者が中国もまた「市場経済」に移り、ロシア資本主義と同様に「資本主義」に体制移行すると考えた。しかし、強圧的で侵略的なプーチン政権や習政権の内政外交行動は先進資本諸国（OECD諸国）と著しく異なり、政治的に中国とロシアは共に権威主義的であるので、両者を「権威主義的資本主義」の概念にくくるのが一般的な現況である。

本研究シリーズは、現代中国の社会システムが毛路線期の旧中国社会主義と如何に異なり、如何に連続しているかを示すために、これまで研究（1）では40年間のGDP規模およびGDP/人の増大の成果を確認し、（2）では鄧路線の＜社会主義市場経済＞への転換の具体的諸契機を期間ごとに列挙説明し、（3）において現代中国が「世界の工場」に上り詰めた経過を、冷戦後の第二次グローバリゼーションの内に位置づけ「輸出主導工業化」の成功を説明した。そして（4）では、貧困国の「世界の工場」への上昇は既存の開発経済学や国際経済学の説明しえない所とし、中国が所得と富の高度の不平等社会に変質しつつ、農民の戸籍差別と政治指導者と

官僚の「非貨幣特権」の差別を維持している事実を明示した。現在高成長は終了し、新しい課題に解決を見出し得ない習政権は民衆の監視を強めている。

現代中国の社会体制は、先進諸国の資本主義体制と著しく異なるが、

- i) 旧ソ連範型とも著しく異なるので、旧ソ連を社会主義体制の典型とすれば、市場経済化した中国は資本主義体制である。
- ii) 現代中国は十分に市場経済化した。共産党独裁の政治経済の基本構造を維持しており、中華人民共和国を継承する社会主義体制である。
- iii) 現代中国は資本主義でも社会主義でもなく、「第三の体制」であるか、それとも、社会主義体制の「制度革新」によるものか。

研究(5)は、現代中国を「権威主義的資本主義」とする議論を否定し、現代中国の社会システムを<社会主義体制>であると認定し、19世紀の資本主義が20世紀に社会保障制度と完全雇用政策等により、体制の基礎を保持しつつ「制度革新」を遂げたように、21世紀の中国の社会主義は改革開放により、全面的に市場経済を展開し、「制度革新」を遂げたことを論ずる。

以下に論点を整理して結論を導く。

## 1. 社会主義体制と市場経済、旧ソ連範型と現中国範型

市場経済化して貧困を脱出し、今や米中二極の覇権国となった現代中国を、「資本主義」と規定するミラノヴィッチその他の「権威主義的資本主義」論の出発点にある誤謬、つまりきの石は、社会主義の<体制>と<市場経済>の範疇上の区別を無視したところにある。

社会主義革命を成功させた最初の国家である旧ソ連は、もちろん社会主義体制を採った。しかし革命期の「戦時共産主義」を除き、旧ソ連は「市場経済」を強く圧縮しつつも、体制内部に市場経済関係を内在化させたシステムであった。それはまず、商品形態にある多様な消費財と労働者が受け取って消費財に支出する貨幣形態の賃金の対応において広く機能してい

た。さらに第二に、集団農場の農民が副業に営んだ個人農園が生産し供給する生鮮食品の商品形態が維持され、ソ連市民に不可欠の、公的商業網に乗らない、「生鮮食品」を提供した。いずれもモスクワ等を訪れる訪問者は、市内に設置された各所に、рынок、ルイノク<市場>、の看板を掲げた「コルホーズ市場」を見出す。市場関係、商品・貨幣関係は社会主義体制のソ連型に内在していた。

しかしながら同時に、体制の旧ソ連範型において市場経済の自由な発展は許されず、厳しく制限されていた。生産企業はほとんどすべて国有企業で生産品目も生産額も、帰属する省庁から指定され、必要な資材や技術は集権的に配分される（スナプジュニエ）。1970-80年代、ソ連研究に従事していた筆者は、ソ連範型の経済を「社会主義体制」と認識し、これを、市場経済を内在させつつ、集権当局（ソ連共産党）がその領域を可及的に圧縮している、と認識した<sup>1)</sup>。

市場経済諸要因の圧縮においてさらに決定的であったのは、ソ連が世界市場への開放の道を自ら閉ざし「閉鎖重工業化」の戦略を採用したことによる。世界市場において軽工業化から出発すれば、強力な競争力を備えた列強の資本主義にソ社会主義は敗北し、世界革命は成らない。閉鎖重工業（鉄鋼・石炭・電力産業）化が叶えば世界革命はともかくソ連「一国社会主義」は達成できよう。そこから社会主義体制を「輸出」すればよい。

筆者より先に60年代、イギリスの経済学者、ワイルズは、ソ連経済を内在する市場経済を「中央」すなわちソ連国家が圧縮し、集権決定（計画）に従属させている「ICM, Inverted Central Market」のモデルを提示していた<sup>2)</sup>。これはまだソ連経済の実態が漠然としていた時期に起った「社会主義体制」が成立可能かどうかをめぐる、ミーゼスやラング等の「社会主義計算論争」を受けた立論で、ミーゼスは財貨の需給均衡を導く市場価格なしに経済は成立しない、と社会主義体制の不可能を主張したのに対して、ラングは「中央」が需給均衡の価格シグナルを試行錯誤的に調整して行き、市場が算定できない「社

会的費用」まで考慮した、「理性的な」均衡に辿り着くと考え、社会主義経済の一般均衡が成立する、と主張した。CM, Central Market、のモデルである<sup>3)</sup>。第二次大戦後、独ソ戦に勝利して定着したソ連を、ランゲ・モデルを逆さまにして説明したのがたのがワイルズのICM (転倒した中央市場)・モデルであった。彼はこれにより市場経済を内在させつつそれを圧縮したソ連経済の再生産メカニズムを示した。

これに対し、資本主義体制は「市場の失敗」を含む十全の市場経済であって、先進資本主義諸国 (OECD 諸国) は財貨市場・労働市場・金融 (貨幣) 市場・不動産市場を十分に発展させ、いずれも世界市場に深く依存している。20世紀末のソ連・東欧の体制崩壊は社会主義体制から資本主義への「体制移行 transition」となった。同時期、中国はすでに人民公社を解体して市場抑圧を解除し経済は改革開放へと向かっていた (改革開放の第一期)。これは体制移行ではなく、本研究の (1) (2) (3) が詳細に示したように <社会主義市場経済> の成功となる。現中国の範型は市場経済ではあるが、社会は共産党の一党独裁に統合されたままの旧体制の継続であった。

本研究の (4) の図4は、SOE (国有企業)・COE (集体企業)・FOE (外資系企業)・POE (私企業) の混合企業システムにおける資産の国有と私有の分割状況を数値で示しており、示唆に富んでいる。2015年、国有資産は全体の30%に過ぎず、住宅資産の私有の比重はほぼ100%である。他方、資本資産、内国資本+金融資産の国有の比重は50%、私有と半々、法人株では国有70%である<sup>4)</sup>。SOEは法人化されており、本研究 (2) に見たように公開株は少なく非公開の国家株が支配的だ。この国私混合状況はSOEが支配的だった旧ソ連とは様相を異にするが、資本主義体制の諸国とも著しく異なる。輸出主導工業化で「世界の工場」に上り詰めた現代中国は「世界市場」の主役の一人ではあるが、資本主義に「体制移行」はしていない。「社会体制」と「市場経済」の範疇は区別されねばならない。

## 注

- 1) 岡田裕之『社会主義経済研究、II』法政大学出版局、1979年、同『ソヴェトの生産様式の成立』同局、1991年。
- 2) P. Wiles, *The Political Economy of Communism*, Basil Blackwell, 1964, ワイルズ、堀江忠男訳『社会主義の政治経済学』学文社、1971年。
- 3) O. Lange, On The Economic Theory of Socialism (1936-37), in O. Lange, F. Taylor, *On The Economic Theory of Socialism*, McGraw Hill, 1964, ミーゼス、迫間真治郎訳「社会主義共同体における経済計算 (1932年)」、村岡到編『原典：社会主義計算論争』雑誌『カオスとロゴス』別冊 No1 (特集号)、1996年。
- 4) 本誌、第63巻第3号、2024年、50頁。

## 2. 現代中国における共産党の実状と分析：1988年・1995年・2002年、厳論考

現代中国の社会を認識するには社会の中核、共産党の実情を分析しなければならぬ。

だが、大まかで概括的な党の状況は公開されていて、「党による公民 (国民) の指導 (領導)」と非党員大衆 (公民全体) の「被指導」の建前は明瞭だが、数値は得難い。

ここで厳善平の2016年公表の論文が、やや古く改革開放の第二期から第三期初期の2002年までのデータだが、中国『家計所得調査、CHIPS』1988-1995-2002年、の個票を使って、共産党および党員のプロフィールを数値的に示している。厳論文の主題は党員の経済利得プレミアを求めたものだが、体制に貴重な洞察を与えるので、立入って紹介し、議論を試みる<sup>1)</sup>。

以下は主に2002年のデータである。

- 1) 党員の比率は全人口の8%、労働可能年齢人口の14%、であり、都市部での24%に対し農村部は7%で、党が都市部の労働者、勤労者他に依拠している事実を示す。
- 2) 党員の職業別比率では、組織責任者が77%、専門技術者は33%、事務職員は38%、工場商業等労働者は13%、その他就業者は13%である。これはもちろん個票の重複データであるが社会の階級構造を示す重

要な指標だ。すなわち、中国共産党は組織幹部の党であって、並の工場労働者や都市商業労働者の党ではない。労働者に党員はいるが少数でおそらく平党員であろう。

- 3) 学歴別では、同等の学歴人口内の党員比率では、大卒以上 45%、大専卒 41%、高卒 24%、中卒 18%、小卒 13%、すなわち高学歴が特徴で、党員の学歴構成では、大卒以上 16%、大専卒 27%、高卒 34%、中卒 19%、小卒 5%である。2000 年代初期、高等教育は未だ普及せず、大卒・大専卒は学歴エリートだった。
- 4) 2001 年、資本家の入党が認められる。POE と「赤い党員」については次項で分析する。
- 5) 勤務先別党員の比率を 1988-2002 年のトレンドで見ると、国有部門 28-36% ↑、集体企業 9-19% ↑、私営企業 2-12% ↑、外資系企業 14-15%、他 6-15% ↑、である。党員内構成比では、国有部門が支配的だったが減少傾向にあり 92-81% ↓、集体企業も減少傾向 8-4% ↓で、代わって私営企業勤務党員は 0.1-1.4% ↑、外資系企業勤務 0.2 - 1.0% ↑、その他 0.1-12% ↑と増加傾向を示した。2000 年代から現在への傾向を知りたいが、データが無い。

これは *China Quarterly*、のデータだが、幹部指定職（いわゆるノーメンクラトゥーラ）の冗員制についてであって、旧ソ連型の「ノーメンクラトゥーラ」と異なる中国共産党の人事登用政策を示唆している<sup>2)</sup>。つまり党幹部候補名簿は、旧ソ連では党中央への忠誠度のみが党高位ポストへの昇進基準であったのに、市場化した中国では候補者は倍増し、イデオロギーや忠誠度に加えて「市場競争での成果」が基準に加わっていることを暗示する<sup>3)</sup>。

このように共産党が支配する社会は、能動的な指導者階層と受動的な被指導者大衆に分裂した独自の社会であり、党と非党員民衆、党内の幹部党員と上位決定に従う平党員に二重に分裂した社会である。働いて賃金で暮らす労働者、我ら we、我們、からすれば、働かずに指導する共産党と幹部党員は、彼ら、奴ら they、他們、

である。そして労働者我らは共産党に対して「労働者階級（集団・階層）」の独自の主張を掲げて堂々と対抗する権利はない。党による労働者のアトム化である。

この指導-被指導の社会の分裂と対立を工業生産の対立的分業の観点から考察し直せば、市場化した中国経済の階級的側面が明らかとなる。

再生産機構、あるいは財貨の生産-流通-消費の反復する経済循環は、対象的資産要素（設備財と原料～金融資産と土地）と生産し消費する人間的・人格的要素の結合から成る。ここで相互に集積した資本設備と集団的労働（勤労 industries）の結合は、工場内の協業と分業の組織、科学・技術を適用した機械制大工業の社会的生産力を発展させる。これは人間社会の、能動的主体的な指揮・経営（採算・収益）行動と、指揮・監督の下受動的に活動する労働の、対立的分業である。

単純に二大階級に分裂した社会を想定すれば、これは「労働」の雇用主と被雇用者の対立的分業であって、資本主義体制においては<資本家階級>と<労働者階級>、資本所有者の階級と無産の労働者（労働力のみ所有者）階級の対立的分業である。

党による指導者階級と被指導の非党員階級の二大階級に分裂した社会主義体制においては、経済の「対立的分業」はどうなるか。共産党の党幹部はもちろん「全資本（設備財）」の所有者ではない。しかし、革命による中華人民共和国の建国者としては国家の「全資本」の所有を排他的に代理する agent である。他方、被指導者大衆は名目上は「全資本」の「所有者」だが、共産党が権力を掌握しても労働者の生産手段（資本資産）からの分離は変わらず、実質上の支配権はなく、無所有者に留まる<sup>4)</sup>。

マルクス『資本論』は、資本主義（資本主義的生産様式）の自然性・合理性を否定し、「自由と平等」の市場が隠蔽する資本家による賃労働者の搾取を暴いた。矛盾した資本主義はいずれ生産力の発展を妨げる生産関係に転化し、私有財産を否定して「共産主義理想郷」に移行するが、「社会主義体制」は共産主義に至る「過渡

期」である。

資本主義は、それに先立つ古代奴隷制・中世封建制と体制を異にし、来るべき社会主義とも異なった体制である、としてマルクスは資本主義の「種差、differentia specifica」を強調した。『資本論』はこの思想を含め経済学の優れた古典である。筆者は『資本論』研究者として出発し、『資本論』研究者を自認するが、20世紀の社会主義体制の実情を知れば知るほどその体制の深刻な矛盾を認識せざるを得ない。

## 注

- 1) 敵善平「中国における共産党員のプロフィールおよび党員身分の機能：1988-2002年一労働市場における就業、昇進と収入の決定要因の実証分析を通して」『アジア経済』第58巻第2号、2016年。
- 2) S. Chan, J. Gao, The Polithics of Personnel Redundancy: The Non-Leading Cadre System in the Chinese Bureaucracy, *The China Quaterly*, 235, September 2018.
- 3) ヴォスレンスキー、佐久間穆訳『ノーメンクラトゥラ：ソヴィエトの支配階級』中央公論社、1988年。
- 4) 岡田裕之、前掲二書、1の注1)。

## 3. SOE・COE・FOE・POE、混合企業の市場経済、POEの「政治資本」

共産党の独裁政治の下、社会は指導する支配階級と指導に従う受動的な非党員大衆に分裂している。旧ソ連においては工業の対立的分業は国有企業の独占に支えられ、市場経済は圧縮されていたから、階級分析は政治と経済で区別する必要はなかった。だが、現代中国の市場経済は、SOE、State Owned Enterprise、COE、Collective Owned Enterprise、FOE、Foreign Owned Enterprise、POE、Private Owned Enterprise、の混合企業のシステムが担っているから、政治と経済は二元的である。この複合の市場経済の現実をいかに考えたらよいか。

この四種の形態の企業の対立的分業を比較すると、SOEでは雇用主は国家で被雇用者は労働者、FOEとPOEでは雇用主は資本家で被雇用者は労働者である。COEは扱いが面倒だが、一

応、農村部で村落が経営主体であったり、自営の家族経営であったり、完全な利潤極大のPOEであったりする。ともあれ、市場を通して党・国家の政策に貢献すべきSOEと私利追求のFOE・POEは、経済の目的と行動を本質上異にする。

さてここからが問題である。

まずSOEについてである。国有企業はそのシェアの比重を超えた強力な主導力に注目せざるを得ない。本研究(4)の図4は資本資産において国有資産の比重は私有資産と半々に留まるが、SOEは「管制高地」とも言うべき重要な位置を占め、半々の比重をはるかに超えた「指導力」或いは「影響力」を発揮する<sup>1)</sup>。SOEは産業では川上の石油・石炭・鉄鋼などで営業し、サービス業では大銀行をほぼ独占して投資を主導し、通信・交通業とともに思想言論を統制する報道機関を支配する。幹部党員はSOEに重点的に配置される。さらに中央はSOE中でも重要大企業を指定し統制する<sup>2)</sup>。現中国は旧ソ連のように個々の国有企業に名宛で生産目標を下達はしないが、党＝国家中央は31の省・直轄市・民族区に「成長目標」を提示し、事後に成否を判定する。党の上級の「下達力」は一種の名宛 adressed「計画」である。この下達の経済任務を担うのが省市区のSOEである。

次にFOEであるが、先に見たように中国にとって外国からの対内投資は生産技術と経営ノウハウのトランスファー習得の機会を与える。FDIの主体は広大な販売市場が目的であるにしてもトランスファーとのquid pro quoであり、投資国とホスト国の相互利益がFDIの基礎にある<sup>3)</sup>。裏を返せば中国は望ましくないFDIは断る。銀行業は四(五)大国立銀行が支配するが、国際金融の統制は厳しく外銀は人民元での金融業務は扱えない。

POEはまたリスクの大きい投資に積極的で、電子情報-価値空間での活躍が目立つ。

POEは90年代に一挙に普及したインターネットの舞台を利用して、需給連結のプラットフォーム・ビジネスや娯楽コンテンツの供給など米国のGAFAMと張り合う、ABTH、阿里巴巴、百度、騰迅、華為など深圳を拠点に私企業

が自由に活躍する。また、一攫千金、合非すれすれ、ダメ元の企画がインフォーマルな資源を動員する。

しかし POE が投資し蓄積した私有財産の権利は国家により保証されるのか。中国の法制は「私有財産権」を保証しない。中国社会主義は「共産主義、私有財産の廃止」を目指す体制にある<sup>4)</sup>。POE はどのように自分の財産権を守るのか。

ホウの広範な実態調査は、中国 POE の私有財産権はつねに不安定で、資本家が自分の私有権を確保するには、「人的資本」ならざる「政治資本」が必要である、と主張する<sup>5)</sup>。すなわち、赤い資本家は中央・地方の政治ポストを手に入れ、党の政治ネットワークに入り込まねばならない。POE の私有権は選別的である。役所、public office は営業利益に規定の公租公課をかけるが、地方政府は収入増のため私人 private sector に法外の納付金を請求する。POE は苦情を述べるが政治家、地方代議員・役人が口をきかない限り効果なく、上級に不満を述べても同じで、政治サークルが関わらなければ変わらない。役所（行政官庁）・私企業・政治資本のコネ（ネットワーク）は全国に瀰漫し、資本家の地方政治への参加は、吉林省・遼寧省・河北省・河南省・山東省・福建省・広東省で高密度である<sup>6)</sup>。

SOE・COE・FOE・POE はフォーマルには市場で同格で競争するが、党が支配する SOE は別格の主導力を持ち、他方、POE の資本家は「政治資本」を求めて奔走する。中国は社会主義体制にある。

## 注

- 1) B. Naughton, Is China Socialist? *Journal of Economic Perspectives*, V31N1, Winter 2017.
- 2) C. Li, Holding "China Inc." Together: The CCP and The Rise of China's Yangqi, *China Quarterly*, 228, December 2016.
- 3) 近年は中国の対外 FDI が増えている。「一帯一路」戦略など別途の分析を要する。
- 4) 私的所有権（私的財産権）は資本主義において無条件である。中国憲法（2004 年改正）は「合法的な

私有財産は不可侵」とする。

- 5) Y. Hou, *Private Sector in Public Office: Selective Property Rights in China*, Cambridge UP., 2019.
- 6) Y. Hou, *op. cit.*, p.50.

## 4. 「依法治国」、中華人民共和国の法源、私有財産権、土地国有

「依法治国」、すなわち法による国の統治、は「共同富裕」と同様に口当たりの良いスローガンだが、先進諸国の「法治国家」rule of law、とは異なった概念であり、実態は rule by party and law である。

確かに市場経済の下、SOE 以下の企業が同格で競争している状況にあっては、民法・商法・民訴法（民事訴訟法）等の「法のルール」なしには経済は動かないであろう。市場経済は軋轢と対立と紛糾の交錯する場である。中国では契約法・会社法・物権法・独占禁止法、等、関連法規が整備されていて、先進諸国の法体系とみまがうほどである<sup>1)</sup>。しかし、これは現代中国が他の UN 国家・法治国家の如くに装った外装であり、偽装である。

「依法治国」は無法状態の毛路線から鄧路線への転換としてみれば分かり易いように見えるが、そこには重大な論点が隠されている。三反五反、大躍進の大量餓死はともあれ、毛時代、1966 年から 75 年に及ぶ「文化大革命」の時期、人は刑法・刑訴法なしに逮捕され投獄され殺される事態が日常化していた<sup>2)</sup>。ほとんど内戦状況に陥った混乱は何故避けられなかったのか。そしてこの混乱を回避する「法的根拠」はなかったのか。

事態は 1949 年、国共内戦に勝利した共産党が中華人民共和国を建国した歴史に由来する。以後中国の法の根拠、法源、は建国者、党、そして群を抜いた中国革命の指導者、毛沢東＝党主席こそ「法源」の代理者であったからである<sup>3)</sup>。中国共産党は「文化大革命」を法で禁止できないし、責任者＝法源代理者を処罰できない。中国法の問題は常にこの法源に帰着する。

先進諸国の建国は古く近代以前にさかのぼる。近代国民国家の法源は具体的な建国者では

なく、通常、理念的で一般的な原理である。西欧のマグナ・カルタでは、君主の課税権は納税する「臣民」により制限された。以後近代の諸国は憲法、constitution なり Grundgesetz（基本法）を据えて、君主、ないし行政権者の権力行使を制限する。立憲主義である。1889年、封建制を廃した文明開化の明治日本は「帝國憲法」を交布して立憲国家となる<sup>4)</sup>。

先進諸国のもう一つの法原理は立法・行政・司法の三権分立である。議会は国民を代表して実定法を定めるが、法制の実施は政府（行政府）にゆだね、法制違反と刑罰は司法（裁判）にゆだねる。この三つの権限はそれぞれに巨大で「統合」すれば独裁政治となり、分裂すれば統治は分解する。統合国家の三権分立は国民国家の統治を安定させる、とする政治思想である<sup>5)</sup>。

ところが、党指導部は全人代（全国人民代表者会議・立法府）や國務院（行政府）より上位にあり、人民法院（司法府）は実質上党指導部に従属し、党の意向を「忖度」する。かくて党が三権の上に立つ中国の法源から派生した「依法治国」は立憲主義と三権分立を否定する<sup>6)</sup>。

「依法治国」は、しかしながら、市場経済の順調で円滑化するための民商法の適用の意味で使用される場合には、有効である。有無交換の市場経済は自然発生的に法的保護なしに成立する。しかし交換物の占有権の確証、取引条件の確定、支払約束の履行等、国家の定める法規に従うならば、交換契約は継続し反復して市場は発展する。民商法は実務的な法律で——親族・家族法は本研究では論じない——中国が市場経済を発展させて「世界の工場」に躍進した経緯を考えれば、経済面での「依法治国」は実効を挙げた。法令遵守 compliance の慣習に乏しかった中国人が「依法治国」になじむのはプラスだ<sup>7)</sup>。しかも WTO 加盟で経験した様に「世界第二の経済大国」は貿易・投資の国際基準の使用を迫られる。これも中国にとって学習の機会となる。

ところで「依法治国」が公法たる刑法・刑訴法の適用となると様相は一変する。市場経済でも詐欺瞞着は取引に付きまとう。だが刑法は犯罪を定義し、市民を処罰する。刑法の犯罪の規

定では、「社会的危害性」が基準である。この「社会的危害性」は誰が判定するのか。先進国の刑法の原則である「遡及罪の不成立」「容疑者の推定無罪」「有罪の立証は検察の責任」は存在せず、外国に比べ死刑は圧倒的に多い。刑法に隣接する「治安管理条例」では弁護人なしの行政処罰である。2015年には「国家基本法」が導入された<sup>8)</sup>。

最後に、とは言え資本主義か、社会主義かの体制の区別、ないしは種差、について肝要な、私有財産権と土地国有について考察する。

私有財産権は、日本国憲法第39条に無条件に述べられている様に、近代法制の基本原則であり、資本主義体制では自明である。これに対し資本資産（生産手段）、設備財及び土地、の国有は、私有財産を否定する「共産主義理想郷」への過渡期たるべき社会主義体制の特性である。たしかに資本主義体制下の私有財産権と言えども絶対的ではなく我国の鉄道業は長く「国有鉄道（国鉄）」であったし、道路など公共用途のため収公される場合がある（補償が必要）。これらは例外的事情による。私有財産の所有権を認めない体制は資本主義ではない。先に POE の「政治資本」条件に見たように、中国では「私有財産権」は無条件には認められず（住宅は私有）、憲法もまた「私有」は国家の許容範囲で可能とする。

土地国有についてはどうか。私有財産の否定を目指す社会主義体制は全生産手段（資本と土地）の国有を求める。だが土地国有を「絶対化」すれば人間の生産・流通・消費はすべて土地の上で営まれるから、経済は勿論、社会が成り立たない。農業では農民の耕地使用权（耕作権）が、家族生活には居住する土地使用权（居住権）が欠かせない。国家は国民（住民）の政治的統合体であって、生産・流通・消費の人格的主体ではない。

かくて、＜社会主義市場経済＞の中国範型は土地国有を名目化し、土地の私的利用権（占有権）を確立する必要に迫られる。胡錦濤政権は、2003年、土地国有（農地は村落集団・集体有）に重ねて、定期借地権・土地使用权・敷地居住権を設定する<sup>9)</sup>。中国はさらに長期使用权を認

定、都市住宅の私有化に続き、土地賃貸権を認め、2019年、認可要件付で土地売買が可能となる。

都市住宅の廉価払い下げと住宅価格の上昇は非居住用で投機目的の売買を生む。さらに本研究(4)が説明したように、地方政府は農民から低価補償で収公した開発用地をデベロッパーに転売し、両者が高利益を得る状況が広がる。これを金融が媒介し拡大して土地バブルが起こる。このバブルと不平等化は、日米欧中で変わる所はない資本主義の現象で、これは現中国の資本主義論の根拠となる。

この資本主義と変わらない利潤追求、バブル、不況と、資本主義体制の根本的否定は、如何に統一して説明すべきか？

## 注

- 1) 射手矢好雄『中国ビジネス法大全』時事通信社、2022年。とくに第5章参照。
- 2) 王丹、加藤敬事訳『中華人民共和国史十五講』ちくま学芸文庫、2014年。第八、九講、高橋伸夫『中国共産党の歴史』慶応義塾大学出版会、2021年、第11、12、13章。
- 3) NHK取材班『毛沢東とその時代』恒文社、1996年、参照
- 4) 石井良助『法制史』山川出版社、1964年、美濃部達吉『憲法講話』岩波文庫、2018年。
- 5) モンテスキュー、野田良之、稲本洋之助、上原行雄、田中治雄、三辺博之、横田地弘訳『法の精神(上中下)』岩波文庫、1989年、バーリン、川出良枝編『マキャベッリの独創性』岩波文庫、2022年
- 6) 石塚迅『現代中国と立憲主義』東方書店、2019年
- 7) 小口彦太『中国法』集英社新書、2020年、射手矢、前掲書。
- 8) 小口、同書(「公法編」)、坂口一成「刑法」「刑事訴訟法」、加神澤磨、鈴木賢編『要説・中国法』東京大学出版会、2017年、所収
- 9) A. Chari, E. Liu, S. Wang, Y. Wang, Property Rights, Landmisallocation and Agricultural Efficiency in China, *NBER, WP.*, N24099, 2017.

## 5. 結論。社会主義体制＋市場経済、私有財産権と占有権、共産党統治国家の法源、体制の歴史学習と<制度革新>、20世紀資本主義の<制度革新>、現代中国の<制度革新>

現代中国は共産党の政治統合により社会主義体制を維持し、市場の圧縮を反転、市場経済の効率と活力を生かして成長を遂げ、政治は安定し、経済は発展している。中国は早くから貧困国を脱し、GDPで世界第二の大国となり、米中二極の覇権国となった。中国はなお途上国の側面を多く残すが、先端技術フロンティアで先進国と争う。

中国が社会主義体制にあるとする根拠は、私有財産権を基本において認めないところにある。先進資本主義において、資本国有化や、公共目的の取用があるにしても例外であり、補償を要する。法制上、私的財産権は無条件の前提である。中国における私有財産権の否定を支えるものは共産党統治国家の法源である。中華人民共和国の建国者は共産党である。国家の定める実定法はこれに従う。

だが、市場は財貨の売買、つまりは私有物の相互の交換を基礎とする以上、財貨(私有財産)の所有を前提とし、不可欠の条件とするのではないか。しかしながら交換は財貨所持者の相互権利認定が確定できれば十分である。中国の経済は私有財産権否定の法制のもとで財貨の交換を成熟させた。そこでは財貨の所持権・占有権は確立し、売買契約は無事に遂行される。体制は財産所有権を否定し、同時に財貨占有権を保証する<sup>1)</sup>。POE、私企業、営利行動は公認され、成果を挙げている。しかしながら資本家が私有権を十全に確保しようとするれば「政治資本」が必要となる。POEの知有財産権は政治に制約される。

ところがすでに述べたことだが、住宅の私有化と並んで、地方政府の歳入増(赤字穴埋め)のために地方政府が農民から「開発用地」を低補償で入手し、それを高価でデベロッパーに転売する事態が進行した。金融がこれを媒介、不動産価格上昇に都市住民富裕層は投機目的で住

宅を買い増す。不動産バブルである。これは欧米日資本主義と変わらぬ現象だ。現代中国を「資本主義」とみる主張には理由がある。低成長下、中国はこのバブルの事後処理に苦しんでいるが、これで社会主義体制論を変更する理由とはならない。しかしながら、あくなき私利追求の市場競争が体制変更までには至らない、とは予想できない。

20世紀後半の冷戦期、米ソの主導する「資本主義世界体制」と「社会主義世界体制」の体制間対立・競争・共存の時代には、社会主義体制の典型は旧ソ連に限られ、資本主義と社会主義の体制区別は「市場＝分権配分 vs 計画＝集権配分」「自由世界 vs 統制世界」の二分法、dichotomy、で済んだ<sup>2)</sup>。だが21世紀、現代中国を社会主義体制と判定するには、その政治と経済と法制を総合的に判断しなければならない。

この観点と同時に重要なのは、所与の体制が自らの危機と歴史から学習して＜制度革新＞を行うという事実である。学習はもちろん過去の知識の集積を図書なり大学なりで学んで身につけることだが、資本主義体制にしても社会主義体制にしても、体制は深刻な矛盾撞着に陥る。ただ旧来の体制の欠陥（危機や歴史が示す）の自覚と修正は、個人の学習や自覚と根本的に異なる。すなわち社会の体制は経常的に反復循環する再生産機構を以て動いている。加えて体制は諸階級・階層の既得権益に支えられている。20世紀資本主義は「社会保障制度」を確立し、「完全雇用政策」を実施した。体制の根幹は変わらないが、制度は革新され、19世紀資本主義は言わば「原生的資本主義」となる。

毛路線から鄧路線への転換は、文革の混乱と貧困国からの脱出を目指して、近代化した先進諸国に学び（四つの近代化）、同時に中国史に学んで「天安門弾圧」で共産党独裁の体制を維持、継承する。これが現代中国の＜制度革新＞であり、システム学習であった。

## 注

- 1) 木庭顕『ローマ法案内』羽鳥書店、2010年
- 2) 岩田昌征『現代社会主義の新地平』日本評論社、1983年

## 付. 「中華帝国」の歴史性、皇帝－科挙官僚制＋市場経済、その変貌と継承

本研究の主題は、現代中国の社会体制が＜資本主義＞か＜社会主義＞かを問い、「権威主義的資本主義」論を排してこれを社会主義体制であると実証的かつ理論的に確定し、もって世界政治経済統合体と中国の、現状と展望を明らかにすることにある。従って二千年以上におよぶ中国の歴史研究は主題ではないし、筆者自身、専門の歴史学者でもない。だが毛路線期、1949–1977年から鄧路線期、1978年以降への転換と継承を考えると、とくに近世宋代以降の＜皇帝－科挙官僚制＋市場経済＞の中華帝国の構成と変遷を、素人なりに粗く考えるのも有効であろう。批判は甘受するが、あくまでも素人論議なのでこの付論は飛ばしても構わない。

中国史の近世、宋代は、政治における皇帝－科挙官僚制と経済における広範な市場経済の並行する発展が際立つ。この付論では皇帝－科挙官僚制＋市場経済のシステムを基軸に議論する<sup>1)</sup>。これを説明する仮説は多々あるが、ここでは、a)「標準市場圏」の連結の視点と、b)中国本土における「華北＝政治と江南＝経済の統合」システムの視点から、議論を試みる<sup>2)</sup>。

a)「標準市場圏」論は、中国においては中世封建制のヨーロッパ、日本の如き村落共同体が欠けている事実から出発する。欧日の中世封建制は、領主と村落共同体に暮らす従属農民の分散封土から成るが、中国には住民が暮らす集村はあるにしても、集村には「村域」「村共有地」「村祭・鎮守神」がない<sup>3)</sup>。村落共同体は村民の互酬・互助の慣行が行われ、ポランニーの再分配・互酬・交換の社会再生産の3モメントのうち、互酬が支配的である<sup>4)</sup>。ところが中国では村民が互助（金融・葬儀・水利他）を求める時、集村民には求めずに目的別に地域を越えた有志と「会」や「社」などの短期の契約を結ぶ。「銭会（金融用）」「父母会（葬儀用）」等がそれである。水利権さえ村外民に売買される<sup>5)</sup>。

かくて農民は近接の「市場」に赴き、そこで自ら生産した財貨、穀物・農産物・農産物加工品等を必要な農産物や加工品と交換する。これ

が互助に代わる「交換」であり、その経常行動の場が「標準市場圏」である。各人は集村民に聞かずに茶館で市場情報を得る。農民同志は分割相続で盛衰は激しく、家業生業を反復継続するのは難しい。競争社会では貧富対立が顕著である。

この「標準市場圏」は他の近隣の「標準市場圏」と部分的に重なっていて、自分の市場圏では得られない財貨をそこで購買できる。販売できなかった財貨も連結の場では販売可能となる。「標準市場圏」は互いに連結し、連結した市場圏は互いに広くつながっている。連結市場圏は専門商人（商業資本）の媒介により促進される。市場に出る財貨は低位財貨（食衣住）から高位財貨（嗜好品・高級品・奢侈品）と進む<sup>6)</sup>。連結が城壁都市にまで広がればそこに下位の科挙官僚が派遣されており、市場は政治統合の一部ともなる<sup>7)</sup>。さらに市場圏が広がれば皇帝-科挙官僚制の「政治」と全国市場の「経済」が重なる。

b) これも政治と経済の重合を扱うが、「標準市場圏」論に次いで検討するのは、中国本土における華北＝政治と江南＝経済の対立・分離・協働を主題に中国を観る歴史観である<sup>8)</sup>。「南船北馬」、寒冷乾燥の北と温暖湿地の南、中国本土の印象は今でもあまり変わらない。

紀元前後、秦漢帝国は華北中原に権力を築いたが、水資源不足の寒冷乾燥地での食糧確保に苦心した。同時に匈奴など北方遊牧民の農耕民・農耕地への侵攻に万里長城で阻むが、それでも対抗する軍事支出は巨額に達した。江南——揚子江流域の南方——はなお沼沢湿地、人口は少なく治水干拓は難しかった。しかし3世紀、三国時代の呉は江南に立国、開発を始め、続く南北朝期の東晋は江南に定着、混乱する華北から移民が増える。

画期となったのは7世紀に隋が作った京杭大運河であり、大運河に連なる運河網であった。それまで西から東に流れる大河は黄河と揚子江（長江）だけだったのに、南北を貫くこの大運河は華北と江南を連結したのみか、漕運の運送業・倉庫業・卸売業の発達を促し、先述の市場圏の連結を実現し、東西南北の物流による全国市場

を形成する<sup>9)</sup>。京杭大運河は洛陽・開封・臨安と歴史のそれぞれの首都圏を結ぶ経済の大動脈となる。

10世紀、唐朝滅び五代十国の時代となり、北方の新興強国契丹の軍事侵攻を受ける軍事・政治の華北五代国家と、江南開発の物産豊かな十国が分化する。北宋は五代を継ぎ十国を収めて契丹と盟約し歳幣（貢納）を支払う<sup>10)</sup>。王安石の新法により低湿地の干拓・堤防・水路の設置等が進んだ。8世紀唐代には華北と江南の人口比は55/45であったが、11世紀宋代に35/65に逆転した<sup>11)</sup>。

江南の物産は政治・軍事中心の諸都市や首都圏に運ばれ、消費を充たし、軍需物資を前線に送った。江南の開発は揚子江デルタの開発に至り、18世紀、プロト工業化の段階に達した<sup>12)</sup>。

20世紀初めに共産党が立国した中華人民共和国は、宋元明清の「皇帝-科挙官僚制+市場経済」のシステムを覆す。19世紀、清末の阿片戦争から20世紀初めまで駆足で振り返れば、産業革命を達成した英仏植民地帝國主義は中国を半ば従属化し、日清戦争敗北後列強は中国分割に乗り出す。1911年、辛亥革命を通して清朝は滅び「中華民国」が生まれるが、やがて国民党政権は日本の侵略と共産革命を目指す共産党と二正面で戦う。国民党は45年、抗日戦争に勝利するも力尽き、遊撃戦と辺区統治に力を保った共産党軍との内戦に敗れ、49年、人民共和国が成立、21世紀の現在に至る。

先に見たように建国の主導者毛沢東は「大躍進」と「文革」の数千万人の餓死を含む政治災害を惹き起しながら、党主席にとどまり、「皇帝然」たること始皇帝の如くである。しかし彼の権限は個人のもので無く、あくまでも「党組織」を指揮し代表する agent であったからである。党が国家を代理する agent であり、「党主席」が党の agent であった。この意味で独裁者は組織人として機能した「皇帝」であった<sup>13)</sup>。

「科挙官僚制」についてはどうか。科挙はすでに消滅していたが「プロレタリア無産者の行政参加」はウェーバー言う如く虚偽だ。行政組織、国务院の主要官僚は党の指名による。だが、ここに合理的で効率的である筈の官僚制分業組織

は、毛沢東の「反修正主義」を掲げる権力発動によって再々混乱する<sup>14)</sup>。

「文革」期は特にこれが極端となり、『毛沢東語録』を手に「造反有理」を叫ぶ幼稚な少年＝紅衛兵は行政府・官僚を迫害し破壊した。1966年-1975年の文革の政治過程の復元は筆者の能力を超えるが、政敵劉少奇は死に至り、文革派の林彪は事故死した。軍隊・人民解放軍は造反派と戦闘、鎮圧し、周恩来・國務院官僚は「面従腹背」、外交と工業を守り、文革の終息を願う<sup>15)</sup>。毛沢東期は、紅＝大躍進・文革と専＝工業化・秩序回復の交替期でこの間にも人民共和国は成長し発展した。市場経済は旧ソ連範型同様に農業集団化・商工業国有化で圧縮された。

これが毛沢東路線期における「皇帝-科挙官僚制+市場経済」の変貌と継承であった。

次に鄧路線期での変貌と継承であるが、言うまでもなく大規模な市場経済化が際立った特徴である。国有企業の独占は解体し、＜社会主義+市場経済＞の範型は堅固な共産党＝政治支配と世界市場で競争する経済力の合体を示す。宋元明清代、なかんずく最盛期の清は世界経済において最大規模の存在を誇った。「皇帝-科挙官僚制+市場経済」と比較すれば、皇帝 agent＝政治と市場実体＝経済は合体している、と観ることが出来よう。この期の変貌と継承であり、過去への「復帰」である。

他方、本研究シリーズが示したように、SOE・COE・FOE・POEの混合企業システムは輸出主導工業化成長により中国を「世界の工場」とし、中国はこの経済力で世界政治の二極の覇権国となった。これはかつての中国独自の「皇帝-科挙官僚制+市場経済」の変貌でも継承でもなく、冷戦後の第二次グローバリゼーションの結果で

あり、21世紀初の世界政治経済統一体の特性である。

## 注

- 1) 宮崎市定『中国史』(上下) 岩波文庫、2015年、佐川英治・杉山清彦『中国と東部ユーラシアの歴史』放送大学教育振興会、2020年
- 2) 中国本土+帝國周辺、満州(東北)・蒙古・ウイグル(新疆)・西藏・雲南・南越
- 3) 寺田浩明『中国法制史』東京大学出版会、2018年、足立啓二『専制国家史論』ちくま学芸文庫、2018年
- 4) ポランニー、野口建彦、栖原学訳『大転換』東洋経済新報社、2009年
- 5) 寺田、前掲書
- 6) スキナー、今井清訳『中国王朝末期の都市』晃洋書房、1989年
- 7) 岡本隆司『中国経済史』名古屋大学出版会、2013年
- 8) 岡本、同書
- 9) 周藤吉之・中嶋敏『五代と宋の興亡』講談社学術文庫、2004年
- 10) 岡本、前掲書
- 11) ポメラント、川北稔監訳『大分岐』名古屋大学出版会、2015年
- 12) 岡本隆司(『物語 江南の歴史』中公新書、2023年)
- 13) ウェーバー、野口雅弘訳『支配について』I・II 岩波文庫、2023年
- 14) 高橋伸夫『中国共産党の歴史』慶応義塾大学出版会、2021年、司馬長風、竹内実訳『周恩来評伝』太平出版社、1975年
- 15) 毛里和子『現代中国政治』名古屋大学出版会、2012年

